

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

01. 震度計の故障、伝送システムのトラブルなどで、当初は神戸、洲本の震度6が伝わらなかった。

【教訓情報詳述】

01) 地震直後、大阪管区気象台は「強い揺れを感じた地震発生のお知らせ」を自動発信。5時50分に「ツナミナシ」の注意報を、55分には地震情報第一号を発表した。

【参考文献】

[引用] (気象庁)5時46分に地震が発生した後、大阪管区気象台は5時48分に「強い揺れを感じた地震発生のお知らせ」を自動発信し、5時50分に「ツナミナシ」の津波注意報を、5時55分に地震情報第一号を発生した。[消防庁『阪神・淡路大震災の記録3』ぎょうせい(1996/1),p.277]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

01. 震度計の故障、伝送システムのトラブルなどで、当初は神戸、洲本の震度6が伝わらなかった。

【教訓情報詳述】

02) 神戸海洋気象台の震度6は、伝送システムのトラブルにより自動送信できなかったが、気象台職員によって無線で連絡された。

【参考文献】

[参考] 神戸海洋気象台の震度6というデータが、アデス(気象資料自動編集・中継システム)のトラブルにより大阪管区気象台へ自動転送されず、結果として気象庁へ送られなかった経緯については、[中森広道・廣井脩「阪神・淡路大震災と初動情報」『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 -』東京大学社会情報研究所(1986/3),p.150-152]参照。

>

[参考] 震度情報については、自動伝送により大阪管区気象台へ確実に届いたことを確認するために折り返し電報が入ることになっていたが、CRTの落下により電報を見るができなかったため、6時3~6分無線通信で確認、これが大阪管区気象台に神戸震度6を伝えた第1報となった。その後、神戸海洋気象台の現業室では、天井の配管から漏水が発生、職員がビニールのゴミ袋をかぶせて各種機器を水から守り、さらにはキーボード等をヘアードライヤーで乾かすなどの工夫を重ねて、アデスの復旧を図った。[饒村曜『防災担当者の見た阪神・淡路大震災』(財)日本気象協会(1996/1),p.44-48]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

01. 震度計の故障、伝送システムのトラブルなどで、当初は神戸、洲本の震度6が伝わらなかった。

【教訓情報詳述】

03) NHK神戸放送局では発災直後に神戸震度6を入手していたが、気象庁からの確認ができず、一旦訂正した。改めて「神戸震度6」が放送されたのは6時15分だった。

【参考文献】

[参考] NHK神戸放送局では、当直の記者が揺れがおさまった直後に神戸海洋気象台に電話して神戸の震度6を聞き、大阪放送局に連絡した。このため、NHKテレビでは、大阪放送局発の近畿ブロック向けに5時50分、全国向けでは6時に神戸の震度6が放送された。[中森広道・廣井脩「阪神・淡路大震災と初動情

報』『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 -』東京大学社会情報研究所(1986/3),p.150,152]

>

[参考] NHK神戸支局の記者が震度6情報が確認され、NHKによって全国放送された経緯については、[饒村曜『防災担当者の見た阪神・淡路大震災』(財)日本気象協会(1996/1),p.51-52]にもある。

>

[参考] NHKによって全国放送された「神戸・震度6」の情報は、気象庁からの公式情報が入っていないとの理由で一旦取り消され、取消から3分後の6時15分に再度放送された。この経緯については、[『阪神大震災・放送はどう機能したか』NHK放送文化研究所(1995/6),p.10-11]にある。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

01. 震度計の故障、伝送システムのトラブルなどで、当初は神戸、洲本の震度6が伝わらなかった。

【教訓情報詳述】

04) 震源に最も近い洲本測候所では、NTT回線のダウンと震度計の故障により震度情報が出されなかった。

【参考文献】

[引用] 淡路島の洲本測候所は合理化策として夜間無人化されていた。午前6時40分に測候所長が到着。NTT回線はダウンし、震度計は震度5を示したまま故障していた。測候所長は、体感と途上で見た倒壊家屋の状況から「震度6」と判定し、午前7時頃、大阪管区に無線で報告。洲本の震度6が放送されたのは7時29分だった。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.83]

>

[引用] 実はもう1ヶ所、「震度6」を記録した震度計がある。淡路島の洲本測候所だ。だがここは、気象庁の人員削減のあおりを受けて、夜間の宿直制度が廃止されていた。無人の測候所で、計測震度計は故障し「震度6」を発信することはできなかった。「洲本・震度6」が伝えられたのは、大急ぎで出勤した職員が到着した7時過ぎ。[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.54]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

02. 自衛隊は早い時期から情報収集を試み、一部の部隊は近傍派遣として要請前に救助活動を行っていた。災害派遣要請を受けた後も、混乱のため派遣先等に関する情報が不足した中での部隊運用となった。

【教訓情報詳述】

01) 陸上自衛隊は、地震発生の直後からヘリコプターによる上空からの情報収集を開始するとともに、県庁などへの連絡調整要員の派遣を行った。

【参考文献】

[参考] 陸上自衛隊中部方面航空隊は、7時14分の航空偵察開始をはじめとして兵庫県知事の出動要請までに6機の航空機で航空偵察などを行っていた。[『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部(1995/6),p.88]

>

[引用] 中部方面航空隊(本部:八尾市)では、07:14に最初の観測ヘリを離陸させている。このヘリは、被災地上空を飛んだ日本で最初のヘリであったが、残念ながら映像伝送装置は装備されていなかった。[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.65]

>

[参考] 陸上自衛隊第3特科連隊では、7時30分に兵庫県庁に向けて連絡幹部を派遣したが、交通渋滞に巻き込まれて県庁到着は10時10分となった。ほぼ同時にヘリコプターによる連絡幹部も県庁に到着している。また、第3師団は、8時30分以降に兵庫県、大阪府、大阪市、西宮市、芦屋市、神戸市等に連絡幹部を派遣し、昼頃までには情報連絡体制がほぼ取られるようになっていた。[『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部(1995/6),p.197]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

02. 自衛隊は早い時期から情報収集を試み、一部の部隊は近傍派遣として要請前に救助活動を行っていた。災害派遣要請を受けた後も、混乱のため派遣先等に関する情報が不足した中での部隊運用となった。

【教訓情報詳述】

02) 陸上自衛隊第36普通科連隊では、自治体からの災害派遣要請を受ける以前に、阪急伊丹駅、西宮市民病院付近などへ近傍災害派遣を実施した。

【参考文献】

【参考】第36普通科連隊による阪急伊丹駅(7時58分)、西宮市民病院付近(8時20分)への近傍派遣については、[『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部(1995/6),p.57、59]にある。

>

【参考】自衛隊による近傍派遣の実施状況については、[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.48-49]にも詳しい。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

02. 自衛隊は早い時期から情報収集を試み、一部の部隊は近傍派遣として要請前に救助活動を行っていた。災害派遣要請を受けた後も、混乱のため派遣先等に関する情報が不足した中での部隊運用となった。

【教訓情報詳述】

03) 自衛隊ヘリコプターからの映像は写りが悪く、また映像伝送装置がなかったために中央への伝送はできなかった。

【参考文献】

【引用】なお、0714から航空偵察を実施したOH-6は、ビデオ撮影も行ったが、カメラの焦点がドアの風防(アクリル・ウィンド)に合ったため、画像が不鮮明となり被災状況の把握には使用できなかった。[『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部(1995/6),p.110]

>

【参考】陸上自衛隊および海上自衛隊による上空からの撮影、およびその映像が伝送できなかったことについては、[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.93-94]にも詳しい。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

02. 自衛隊は早い時期から情報収集を試み、一部の部隊は近傍派遣として要請前に救助活動を行っていた。災害派遣要請を受けた後も、混乱のため派遣先等に関する情報が不足した中での部隊運用となった。

【教訓情報詳述】

04) 10時に要請を受けた派遣部隊は具体的な情報のないまま出動せざるを得ず、先遣隊からの無線連絡も入らない中での部隊運用を迫られた。

【参考文献】

[引用] 午前9時過ぎ、姫路市の第三特科連隊も出動準備が完了していた。しかし、神戸のどこへ行けばいいのかわからない。県庁に何度も電話するが通じない。部隊を先導するために来たバトカーの無線が伝えた「生田署と兵庫署が大変だ」という情報が初めての具体的な情報だった。10時5分、連隊から県庁へかけて続いていた電話が2時間ぶりにつながり、派遣要請となった。しかし、電話で出動場所は伝えられなかった。県にも具体的な情報はなかった。とりあえず「生田署と兵庫署に向かう」。これが指示となった。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.119-120]

>
[引用] 第二陣を運ぶための大型ヘリにも情報は入らない。ようやく「灘区の王子競技場が使える」ことがわかるが、出動する部隊への指示は「競技場についたら、ほうぼうで煙が出ているはずだから、その方向に行け。救助を求められたら逐次、小隊に分かれ、器材と無線を持って動け」というものだった[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.120]

>
[引用] 午後1時、福知山市の陸上自衛隊第7普通科連隊は神戸市への出動命令を受けた。まず4班の先遣隊を走らせ、午後3時に本隊が出動するが、先遣隊からの無線連絡が入らない。先遣隊からの無線を中継する基地開設が遅れていたためだったが、それを知るのは後になってからだった。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.121]

>
[引用] 第三師団は、大阪府和泉市の第37普通科連隊を、震源地の淡路が神戸のいずれかへ投入するか、迷っていた。午後3時過ぎ、伊丹からヘリで飛んだバイク部隊より報告が入る。「淡路に大部隊の派遣は必要なし」。神戸市への投入が決まった。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.120]

>
[引用] 阪神・淡路大震災時には、緊急連絡用の通信手段が破損し、対応職員等が少ないこと等もあって、各方面との交信が物理的に充分できなかったなかで、こちらの被災状況から判断して、どの程度の規模でどこへ出動してほしいといった内容を示した適切な派遣要請ができなかったのである。…(中略)…派遣要請は要請する知事側と派遣する自衛隊側で情報交換し、双方が内容を確認して合意したときに、法令上の派遣要請がなされるのである。「災害が発生した。大変だから、すぐ応援に来てくれ」というのが派遣要請ではない。…(中略)…

ただ、現実に行われた派遣要請の内容は、兵庫県側の危機管理体制の欠陥によって、法令で予定されているような要件を充たさずに、極めて不完全だった。知事の派遣要請の時間が遅れたということよりも、その不完全さが自衛隊の救援出動の判断ミスにつながったことを反省しなければならない。

[貝原俊民『大震災からの警告 - 大震災は何を語りかけたのか - 』ぎょうせい(2005/1),p.26-30]

>
[引用] (陸上自衛隊中部方面隊・松島悠佐総監の発言)
出動準備を整えて情報収集し、部隊展開を考える。時間は必要。でも理解してもらえない。[神戸新聞記事「1. 涙 『自衛隊の転機だった』 震災10年 守れいのちを 第3部史上最大の派遣』(2004/9/3),p.-]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

01) 消防庁では、宿直職員が震度5以上の地域が含まれていることを確認して、ただちに要領に基づいた情報収集を開始する一方、広域消防応援の準備を行った。

【参考文献】

[参考] 消防庁の地震直後の動きについては、「消防庁『阪神・淡路大震災の記録3』ぎょうせい(1996/1),p.213]にある。これによると、宿直勤務者が6時5分の気象庁からの地震情報を受けて、応急体制及び同体制の宿直要領に基づき、震度4以上を記録した府県に連絡、情報収集を開始した。また、幹部宅等へ電話連絡を行う一方で、兵庫県に消防組織法24条の3に基づく応援の要否を打診するとともに、都道府県および消防本部に出動の可否を確認している。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

02) 警察庁は6時過ぎから全国の機動隊に出動準備の指示、8時30分には「災害警備本部」を設置して機動隊を出動させた。

【参考文献】

[引用] 警察庁では、気象庁からの震度情報を受け、6時すぎから全国の機動隊等に対して出動準備の指示を行うとともに、被災した府県警察に対して被害状況の早期把握を指示し、情報収集にあたった。[消防庁「阪神・淡路大震災の記録3」ぎょうせい(1996/1),p.277]

>

[参考] 地震直後の警察庁の動きについては、[「阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～」兵庫警察本部(1996/1),p.52-53]にもある。これによると、警察庁は、6時10分に全国の機動隊に対して出動準備を指示、6時30分には警察庁警備局警備課長を長とする「災害警備連絡室」を設置、8時30分には警備局長を長とする「災害警備本部」を設置するとともに、近畿管区機動隊第二大隊が出動。以後、出動準備が整った部隊から、順次兵庫県に向けて出動させている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

03) 海上保安庁では、5時50分から大阪湾を行動中の巡視艇による被害調査を開始。7時には第五管区海上保安部に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、被害状況の把握に努めた。

【参考文献】

[参考] 発災直後の海上保安庁の対応については、[海上保安庁編「平成7年度 海上保安白書」(1995/11),p.11-12]参照。これによると、5時50分から行動中の巡視船艇5隻による大阪湾の被害状況調査が開始され、6時50分に第五管区海上保安本部などの全職員非常呼集、7時に地震災害対策本部が設置されている。

>

[引用] 地震発生直後から周辺海域を行動中の巡視船艇が被害状況の把握活動を行っている。また、7時頃には第5管区海上保安部内の巡視船艇、航空機を動員し、状況調査を実施した。[消防庁「阪神・淡路大震災の記録3」ぎょうせい(1996/1),p.277]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

04) 国土庁では民間警備会社派遣の要員の連絡で、6時45分から担当職員が登庁し始め、警察庁、消防庁などから被害情報の収集を開始した。

【参考文献】

[引用] 6時過ぎに一齐情報連絡装置により地震情報を大臣秘書官はじめ国土庁非常災害対策要員に連絡し、非常参集を行った。その後、6時50分から警察庁、消防庁等に対して被害情報の収集を開始。7時に総理大臣秘書官へ情報を連絡、7時30分には非常災害対策本部の設置手続きを開始、8時30分には災害対策関係省庁連絡会議の開催を各省庁に通知し、11時から開催した。[消防庁「阪神・淡路大震災の記録3」ぎょうせい(1996/1),p.277]

>

[参考] 政府の本部体制の確立過程については、[阪神・淡路大震災活動記録誌編集委員会『阪神・淡路大震災活動記録誌』(財)全国消防協会・全国消防長会(1996/1),p.62]にもまとめられている。

>
[参考] 国土庁・政府等の動きについては、[外岡 秀俊『地震と社会(上)』みすず書房(1997/11),p.99-101]にも以下のようにまとめられている。

- 6時 7分: 気象庁から地震情報をファックスで受信
(受け取ったのは警備会社から派遣されている「情報連絡要員」)
一斉情報連絡装置によって、大臣秘書官、非常災害対策要員に連絡し、非常参集
(非常災害対策要員にはポケットベルと電話によって伝えられる)
官邸の首席参事官から首相、国土庁長官秘書官から長官にそれぞれ報告
- 6時45分: 一番早い国土庁防災担当職員の登庁
- 6時50分: 警察庁、消防庁などから被害情報の収集を開始
- 7時 : 総理大臣秘書官に連絡
- 7時半 : 非常災害対策本部の設置手続きを始め、八時半には災害対策関係省庁連絡会議の開催を各省庁に通知
- 10時 4分: 閣議が開かれ、国土庁長官を長とする非常災害対策本部の設置が決まる
- 11時 : 災害対策関係省庁連絡会議の開催
- 11時20分: 非常災害対策本部の第一回会合。「被害状況の的確な把握、行方不明者の捜索・救出、被災者に対する適切な救済措置、火災に対する早期消火」などの重点事項を申し合わせ
- 11時50分: 国土庁長官が記者会見
(配布した消防庁提供による資料では、「死者一人」)
- 14時38分: 国土庁長官ら、政府調査団を乗せた航空自衛隊輸送機が埼玉県入間基地を出発
- 16時20分: 神戸市の王子陸上競技場からヘリに乗り換え、約1時間の視察
- 18日17時12分: 国土庁長官、自治相、防衛庁長官が首相に現地視察報告
- 19日: 首相が現地入り
- 20日: 震災担当相を任命

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

05) 官邸をはじめとする政府、国の機関はもとより、地元の行政機関、防災関連機関にとっても、テレビ・ラジオが最大の情報源だった。

【参考文献】

[引用] (国土庁防災局)局内のホワイト・ボードに死者数はじめ被害状況が次々に書き込まれていったが、主たる情報源はテレビだった。[佐瀬稔『大地震 生と死』草思社(1995/10),p.93]

>
[引用] なお、電気設備の回復等正午頃までの情報は、携帯ラジオによる間接的・断片的なものであった。...(中略)...12時頃から、停電が回復しテレビが受信できるようになり、また県警察本部の確認死者数等の定期的な情報収集が可能となった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.9-10]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

06) 国土庁が独自に情報収集手段を持たず、また関係省庁からの情報の集約を十分に行えなかったことから、情報が官邸に十分伝わらなかったという制度上の問題点が指摘された。

【参考文献】

[参考] 国土庁の地震発生直後の動きについて触れ、地方に連絡機関や独自の情報収集手段を持っていないことなど、国土庁の危機管理体制の問題点について指摘されている。[佐瀬稔『大地震 生と死』草思社(1995/10),p.90-95]

> [参考] 国土庁および官邸の情報収集・危機管理体制についての指摘は、[外岡 秀俊『地震と社会(上)』みすず書房(1997/11),p.96-103]にもある。

> [参考] 首相官邸の危機管理体制に関しては、[五百旗頭真『第3部 第2章 危機管理—行政の対応』『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.365-374]も参照。

> [引用] 大規模な災害をもたらす地震への対応策・計画が不備であった。地震発生の際、行政が「刻々と変化していく」災害の規模を把握できなかった。[リチャードK.アイズナー「初動体制の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第1巻(防災体制)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.108]

> [引用] 今回の震災においては、地方公共団体及びその職員が被災し、初動対応能力が低下したことなどから、情報連絡及び意思決定システムが十分機能せず、被害調査、報告、応援要請その他の基本的対応が発災直後困難となる状態に陥った。また、国等においても、発災直後に地元地方公共団体との連絡を開始したが、被災地からの確定情報が必ずしも十分でない等の事情から、初動対応の迅速かつ効果的な実施に支障をきたしたことは否めなかった。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.11]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

03. 消防庁、警察庁にはある程度の情報が集積されながら、国土庁や官邸には届かず、制度上の問題が指摘された。

【教訓情報詳述】

07) 被災直後の情報収集・発信が不十分となった原因は、被災地の情報を被災地内外の社会全体として共有・理解することができなかったことが、指摘されている。

【参考文献】

[引用] 被災直後の情報収集・発信が不十分となった原因は、…(中略)…ハード的な問題だけではない。被災地の情報を被災地内外の社会全体として共有・理解することができなかったことが最大の要因であろう。[越村俊一「災害発生直後における初動情報」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.63]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

04. 当日10時過ぎ「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」が設置され、19日には「兵庫県南部地震緊急対策本部」、21日には非常災害対策本部「現地対策本部」を設けることを決定した。

【教訓情報詳述】

01) 午前10時過ぎの閣議で「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」の設置が決められた。

【参考文献】

[引用] 1月17日10時すぎ、国土庁長官を本部長とする「平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部」が閣議決定により設置された。[消防庁「阪神・淡路大震災の記録3」ぎょうせい(1996/1),p.279]

> [参考] 午前10時過ぎの閣議で「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」を設置。[山川雄巳「阪神・淡路大震災における村山首相の危機管理リーダーシップ」『関西大学 法学論集 第四十七巻 第五号』関西大学法学会(1997/12),p.15]

> [参考] 非常災害対策本部、緊急災害対策本部等の設置の経緯については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.12-15]にまとめられている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

04. 当日10時過ぎ「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」が設置され、19日には「兵庫県南部地震緊急対策本部」、21日には非常災害対策本部「現地対策本部」を設けることを決定した。

【教訓情報詳述】

02) 19日20時過ぎ、首相は地震対策関係閣僚会議を召集し、「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置し首相自らが本部長となることを決定した。また1月21日には「現地対策本部」を設けることが決定された。

【参考文献】

[引用] 1月21日、非常災害対策本部の現地対策本部(本部長:国土政務次官)を神戸市に置くことが閣議決定され、翌22日から事務局が開設された。...(中略)...1月19日の閣議決定により、政府として一体的・総合的な対策を行うため、総理大臣を本部長とする全閣僚による「兵庫県南部地震緊急対策本部」が設置された。[消防庁「阪神・淡路大震災の記録3」ぎょうせい(1996/1),p.279-280]

> [参考] 19日20時過ぎ、首相は地震対策関係閣僚会議を召集し、「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置し、首相自らが本部長となること、「現地対策本部」を設けることを決定。[山川雄巳「阪神・淡路大震災における村山首相の危機管理リーダーシップ」『関西大学 法学論集 第四十七巻 第五号』関西大学法学会(1997/12),p.42]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

[03] 政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

04. 当日10時過ぎ「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」が設置され、19日には「兵庫県南部地震緊急対策本部」、21日には非常災害対策本部「現地対策本部」を設けることを決定した。

【教訓情報詳述】

03) 「緊急対策本部」には法的位置づけがないため、災害対策基本法上の「緊急災害対策本部」設置が必要との意見もあったが、見送られた。

【参考文献】

[参考] 災害対策基本法に定められた「緊急災害対策本部」の設置については、災害緊急事態の布告を発するほどの状況ではないとのことから、見送られた。この経緯については、[二階俊博「阪神大震災の現場から 日本の危機管理を問う」プレジデント社(1995/12),p.95-96,144]に国会質疑録が紹介されている。

> [参考] 災害対策基本法にもとづく「緊急災害対策本部」ではなく、法的にあいまいな性格の緊急対策本部設置が、村山首相の政治的判断で決定されたとの指摘が[山川雄巳「阪神・淡路大震災における村山首相の危機管理リーダーシップ」『関西大学 法学論集 第四十七巻 第五号』関西大学法学会(1997/12),p.42-44]にある。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

04. 当日10時過ぎ「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」が設置され、19日には「兵庫県南部地震緊急対策本部」、21日には非常災害対策本部「現地対策本部」を設けることを決定した。

【教訓情報詳述】

04) 1月20日、各省庁における対策の調整を担当する国務大臣(兵庫県南部地震対策担当大臣)兼非常災害対策本部本部長が任命され、23日には国土庁に小里大臣特命室が設置された。

【参考文献】

[引用] 1月20日行政各部の所管する事務の調整を担当する国務大臣(小里貞利:兵庫県南部地震対策担当大臣)を任命した。同日の閣議決定により同大臣は「平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部」の本部長に任命されている。1月23日には、国土庁に小里大臣特命室が設置され、11省庁(国土庁、警察庁、北海道開発庁、防衛庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省、自治省)の担当者が施策の調整を行った。[消防庁『阪神・淡路大震災の記録3』ぎょうせい(1996/1),p.280]

>

[参考] 小里大臣特命室の活動については、[小里 貞利『震災大臣特命室 震度7と闘う男たちの記録』読売新聞社(1995/8),p.-]に詳しい。

>

[引用] 1月20日の小里大臣の兵庫県南部地震対策担当大臣就任を受けて、兵庫県南部地震対策業務の実施にあたり、小里大臣を補佐するために特に指名された者をもって小里大臣特命室が設置された。

小里大臣特命室は、小里大臣の指示の下、がれき処理対策、被災中小企業支援対策、被害額の概算の算定、応急仮設住宅の建設等応急対策に関する特定課題について検討し、関係省庁と調整することを主な業務としていた。

なお、被災地における応急対策等について関係省庁の対応が軌道に乗ってきたこと及び8月8日の内閣改造において小里大臣が退任したことなどを受け、8月11日に小里大臣特命室は解散している。

[伊藤滋『復興体制 - 復興の推進体制』『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.74]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-02. 初動体制

【03】政府および国の防災関係機関の初動

【教訓情報】

04. 当日10時過ぎ「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」「地震対策関係閣僚会議」が設置され、19日には「兵庫県南部地震緊急対策本部」、21日には非常災害対策本部「現地対策本部」を設けることを決定した。

【教訓情報詳述】

05) 1月22日、国土庁政務次官を本部長、国土庁官房審議官を副本部長とし、13省庁から約30人が常駐し、事務局の補助員を含めて総勢60人体制の「現地対策本部」が設置された。

【参考文献】

[参考] 現地本部設置については、[消防庁『阪神・淡路大震災の記録3』ぎょうせい(1996/1),p.279]参照。

>

[参考] 現地本部の活動については、[『阪神・淡路大震災 - その時、被災地で 政府現地対策本部74日の活動』(財)21世紀ひょうご創造協会(1995/6),p.-]に詳しい。設置期間中に県から要望のあった216件を協議事項として、その半数以上を実現したが、一方で権限、予算が全くなかったことを残念だったとする声もある。(同書,p.6)

>

[引用] (被災自治体職員とアリング結果)避難所パトロールや市長の要望に基づき、従来の制度にない対策が必要と判断した場合、国の担当に相談するが、前例がないことばかりなので、はじめはほとんど難しい状況だったが、何度も協議を繰り返して、何とか認めてもらうという状況だった。多くの県民が被災した中、被災者救援は市町の役割だからといって県が知らないでは済まない。県も現地対策本部を置き、パトロールして直接避難所の状況を調べ、市町とともに必要な対応を行った。国の現地対策本部も、現地の情報、ニーズを直接把握することを主にやっているように感じた。県市の陳情の主旨が中央に伝わりやすいメリットはあった。

[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.28]

>

[引用] 兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部は、政府が推進する対策について、被災地方公共団体との連絡調整を図りつつ、当該対策に関する事務を現地において機動的かつ迅速に処理するとともに、地方公共団体の求めに応じて迅速かつ適切な助言を行うために設置されたものであるが、権限や予算は持たされていなかった。

一方、現場での「即決即断」を期待した地元自治体側では、制度内での事務処理は早まったが、新たな制度創設や補助率の引き上げなど制度の変更を伴う事案には、本省とも協議を要したため時間が掛かりすぎ、迅速な対応ができなかったとの意見も根強くある。

しかし、現地対策本部という本省直轄の組織が設置され、そこから現地の情報、ニーズを伝えるしくみがあったから、被災地と本省との意思疎通もよりスムーズに行えた面があり、意思疎通のツールとしては有効であったと思われる。

[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編総括検証) 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.96]